

農業

農業者向け原油価格・物価高騰への補助

●問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎096(293)3116

●申請開始予定
7月上旬

世界 情勢の影響により飼料や農業資材などの価格高騰が続いています。昨年度に引き続き、町の農業を守り、影響を緩和するために農業者対象の補助を行います。今回は、特に飼料高騰の影響を受けている酪農や畜産農家に重点を置いて支援します。申し込みには申請が必要ですが、詳しい内容は7月上旬をめどに町ホームページでお知らせします。

●**対象者**
町内在住の個人事業主または町内に事業所を置く法人で、農作物販売金額が50万円以上の農業者。

●**補助金額**
酪農・畜産農家
売上額の1.5% (上限40万円)
その他の農家
売上額の1% (上限20万円)
※令和4年分の確定申告書などで確認を行います。

●**申込方法**
提出書類などは7月上旬に町ホームページで確認いただくか、お問い合わせください。

詳しくはこちら▼



教室

大津で「走る！スマホ教室」7月のスケジュール

●問い合わせ 役場総合政策課 デジタル推進係 ☎096(293)3118

講座名	内容
①スマホを触ってみよう	基本操作・地図・カメラ
② android(入門編)	画面の見方・電話・文字入力・メール
③ android(基礎編)	地図を使った基本操作・ルート検索・カメラ撮影・動画の撮影・QRコード読み取り
④ android(応用編)	インターネット・音声操作・アプリ追加
⑤スマホのセキュリティ	よくある不安・詐欺の手口・安全な使い方
⑥LINEでコミュニケーション	LINEの使い方・大津町公式LINEアカウントの登録方法

●**対象** 町在住または町在勤の人
●**費用** 無料
●**定員** 各回3人(先着順)
●**申込方法** 開催日の3日前までに予約してください。

予約はこちらから！
0800(111)9442
受付時間 午前10時～午後6時
※土日祝日も受け付けできます。

▶教室で使用するスマホは貸し出します。
▶受講者以外は車内に入れない場合があります。
▶終日予約が無い場合は開催を中止します。
▶午前午後どちらかの予約が無い時間帯は開催を中止します。

	期日	場所	11:00~12:00	12:30~13:30	14:30~15:30	16:00~16:45
7月	4日(火)	イオン大津店 北側広場	② android(入門編)	③ android(基礎編)	④ android(応用編)	個別相談 (要予約) スマホのことなら何でもご相談ください！
	7日(金)	大津町役場 庁舎前広場	② android(入門編)	③ android(基礎編)	④ android(応用編)	
	11日(火)	イオン大津店 北側広場	①スマホを触ってみよう	⑤スマホのセキュリティ	② android(入門編)	
	14日(金)	大津町役場 庁舎前広場	①スマホを触ってみよう	⑤スマホのセキュリティ	② android(入門編)	
	18日(火)	イオン大津店 北側広場	② android(入門編)	③ android(基礎編)	④ android(応用編)	
	21日(金)	大津町役場 庁舎前広場	⑥LINEでコミュニケーション	⑥LINEでコミュニケーション	⑥LINEでコミュニケーション	
8月	1日(火)	イオン大津店 北側広場	② android(入門編)	③ android(基礎編)	④ android(応用編)	
	4日(金)	大津町役場 庁舎前広場	② android(入門編)	③ android(基礎編)	④ android(応用編)	

医療費

入院する人、医療費が高額になる人は事前に申請を

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

町 国民健康保険に加入している人、または後期高齢者医療制度に加入している人で、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、限度額証)を病院の窓口で提示すれば、医療費や入院時食事代の自己負担額が減額されます。また、町国民健康保険に加入している人で、住民税課税世帯の人は「限度額適用認定証」(以下、限度額証)を提示すれば病院の窓口で医療費が減額されます。

また、過去1年間に90日以上入院している人は、91日目以降の入院時食事代がさらに減額されます。なお、減額するためには申請が必要で、入院中(入院予定も含む)の人や高額な医療費を支払っている人で、限度額証を持っていない人は申請を行ってください。

●**申請場所**
役場健康保険課 国保・医療係

●**必要なもの**
国民健康保険証、後期高齢者医療保険証

※過去1年間に90日以上入院したことがある人は、入院が90日を超えたことが分かる領収書と現にお持ちの限度額証が必要です。

●**自動で郵送されない人**
令和4年度に限度額証の申請をしていない人
証が出ない区分に変更になった人
世帯の変更などで保険証番号が変わった人
同じ世帯に未申告者がいる人

※オンライン資格確認のシステムを導入済みの医療機関で受診する場合は、マイナンバーカードの提示をする場合と限度額証の提示の必要がない場合があります。

●**限度額証の一括送付を行います**
現在交付されている限度額証の有効期限は7月31日(月)です。今年度から限度額証の一括送付を始めます。現在、令和4年度発行の限度額証を持っている人は、更新手続きは必要ありません(自動更新)。引き続き対象者には、7月中旬から下旬に普通郵便で送付します。
8月1日からは、新しい限度額証を医療機関などの窓口にて、保険証とともに提示して使用してください。

給付

電力・ガス・食料品などの価格高騰の負担減のために給付金を支給

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支給します。

●**給付額** 1世帯当たり4万円

●**対象者**
①令和5年5月1日時点で町に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯(申請必要)

●**申請期間**
7月3日(月)～10月31日(火)

●**給付金の支給手続き**
①に該当する世帯
対象となる世帯には、町から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書」を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で提出してください。

②申請書類に収入が分かる書類などを添付して申請してください。詳しくは町ホームページでご確認ください。お問い合わせください。



◆**低所得の子育て世帯生活支援特別給付金**
ひとり親世帯や低所得の子育て世帯を支援するため給付金を支給しています。

●**給付額** 児童一人当たり5万円

●**対象者**
①令和5年3月分または4月分の児童扶養手当受給者(支給済み)
②令和4年度低所得の子育て世帯等臨時特別給付金を受給した世帯(支給済み)

次の③④に該当する人は申請が必要です。
③所得制限などで令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人(申請必要)
④予期せず家計が急変し②の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(申請必要)

●**申請期限**
令和6年2月29日(木)

●**申請方法**
③④に該当する人は申請書類に収入が分かる書類などを添付して申請してください。詳しくは町ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。